

### 1. EPA(経済連携協定)

(1)日本は、2002年11月に発効したシンガポールとのEPAの締結を筆頭に、現時点までに11のEPAを締結し、5つのEPAを交渉中である。

(2)日本が締結しているEPAの内容は協定によってその範囲が異なるものの、物品の貿易、サービスの貿易、協力等が主な要素になっている。自然人の移動については、サービス貿易章の一部となっているブルネイの例もあるが、独立の章となっているものが多い。自然人の移動は多くの途上国からの関心が高い分野であるが、日本にとってもビジネスマンへの査証発給手続きの円滑化など交渉の重要な要素を占める。

(3)EPA交渉は、他の多くの外交交渉と同様、国と国の間の交渉であり互いの国を代表して交渉を行う。交渉の際に重要なことの一つが互いの信頼関係である。互いの立場の違いを理解し合いつつ、双方が満足する到達点を見つけることが交渉である。

### 2. 自然人の移動交渉

#### (1)フィリピン、インドネシア

フィリピン及びインドネシアとの間のEPAの自然人の移動章には、短期滞在、企業内転勤、投資家、自由職業サービス、契約に基づき一時滞在する自然人、そして看護師・介護福祉士候補者という6つの区分がある。最後の看護師・介護福祉士候補者は現行のEPAの中ではフィリピンとインドネシアの2ヶ国とのEPAでのみ規定されているが、それ以外の5つの区分については、多くのEPAの自然人の移動章の中で言及されているものである。

看護師・介護福祉士候補者の受入れは既に2008年から始まっているが、次第にその課題も明確になってきている。整理の仕方次第であるが、大きく日本語習得と国家試験合格の2つだと考える。両国とのEPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れが、それ以降のEPAのある種の「前例」になっている。

#### (2)タイ、ベトナム

タイ及びベトナムとの間のEPAの自然人の移動章においては、EPA締結までに決着がつかずに継続交渉を行うこととなったものがある。タイについては、介護福祉士及びタイ・スパ・セラピストの受入れを求められているが、現時点では結論を出すことができず、昨年12月の交渉の場で、2012年11月以降に改めて交渉を再開することにした。ベトナムについては、未だ継続交渉は始まっていないが、2011年9月末までに結論を出すことになっている。

#### (3)その他のEPA交渉

その他、現在交渉中の多くの国からも自然人の移動に関する要望が出されている。

### 3. 今後の方向性

(1)EPAによる自然人の移動に関しては、看護師・介護福祉士候補者の受入れに焦点が当たっているものの、日本の看護・介護の将来をどうしていくのか或いは外国人労働者の受入れ問題にどの様に対応するのかという非常に大きな課題に関連するため、EPAのみで対応することが適当ではない部分もあると思われる。

(2)同時に、この問題は国民の関心を集めていることもあり、今後の外国人労働者の受入れのあり方を占うパイロットケースになっていると思われる。

(3)何れにせよ、今後とも各国とのEPA交渉が続いていくところ、国全体の大きな方針と同時に、受入れ現場での苦労やそこで見えてきた課題等を踏まえて、関係省庁と協調して対応していきたい。